

長野県指定確認検査機関の処分等の基準

平成23年12月20日制定

平成29年9月8日改定

令和2年3月31日改定

1 趣旨

本基準は、知事が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30又は第77条の35第2項の規定に基づく処分（以下「処分」という。）を行う場合の統一的な基準を定めることにより、知事が指定する指定確認検査機関（以下「機関」という。）の行う確認検査（法第77条の18第1項に規定する確認検査をいう。以下同じ。）の業務に係る不正行為等に厳正に対処し、もって確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「取消し」とは、法第77条の35第2項の規定に基づき行う機関の指定の取消しをいう。
- (2) 「業務停止命令」とは、法第77条の35第2項の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令をいう。
- (3) 「監督命令」とは、法第77条の30の規定に基づき行う機関に対する確認検査の業務に関する監督上必要な命令をいう。
- (4) 「文書注意」とは、処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

機関に対する処分又は文書注意（以下「処分等」という。）は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るという法の目的を踏まえつつ、機関が行う確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、本基準に従い、不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して、迅速かつ厳正に行うこととする。

4 機関の処分等の基準

(1) 一般的基準

ア 機関に対する処分等の内容の決定は、(2)から(4)までに定めるほか、別表に従い行う。

イ 処分等は、地域又は業務を限定せずに行うことを基本とする。ただし、処分事由（別表に規定する処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合又は当該行為が他と区別された特定の指定の区分（法第77条の18第2項に規定する指定の区分をいう。）に係る確認検査の業務において発生したことが明らかな場合には、必要に応じ地域を限り、又は指定の区分に応じ処分等を行うこととする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合等の取扱い

ア 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、最も重い処分事由に基づき処分等を行うものとする。

イ 二以上の処分事由に該当する行為について併せて処分等を行う場合における取扱いは、次に定めるとおりとする。

(ア) 処分事由に該当する行為のいずれかが処分ランク（別表に規定する処分ランクをいう。以下同じ。）のAに該当する場合においては、取消しを行う。

(イ) 処分事由に該当する行為のいずれもが処分ランクのAに該当しない場合においては、それぞれの行為が該当する処分ランクに係る業務停止の期間を合算した期間の業務停止命令を行う。ただし、当該合算した期間が1年を超える場合には、取消しを行う。

(3) 過去に処分を受けている場合の取扱い

処分の日直近1年間に3月以上の業務停止命令を受けている機関が当該業務停止命令に係る処分事由に該当する行為を再び行った場合においては、(1)及び(2)にかかわらず、取消しを行うものとする。

また、処分の日直近3年間に業務停止命令を受けている機関に対し再び業務停止命令を行う場合においては、その期間は、(1)及び(2)に従い決定された業務停止の期間に処分の日直近3年間に業務停止命令を受けた回数に1を加えた数を乗じた期間とする。ただし、当該期間が1年を超える場合には、取消しを行うものとする。

(4) 情状等による処分の加重又は軽減

処分事由に該当する行為が次に定める場合（確認検査の業務に係るものに限る。）に該当するときは、(1)から(3)までに従い決定された処分の内容について、加重又は軽減をすることができるものとする。なお、加重後の業務停止の期間が1年を超えるときは、取消しを行うことを基本とし、取消しに代えて業務停止命令を行うときは、その期間は、6月以上1年以下の間で定めるものとする。

ア 処分を加重すべき場合

(ア) 処分事由に該当する行為に係る法第77条の32第2項の特定行政庁の指示に従わなかった場合

(イ) 重大な悪意又は害意に基づく行為である場合

(ウ) 暴力的行為又は詐欺的行為である場合

(エ) 法令違反の状態が長期にわたる場合

(オ) 常習的に行っている場合

(カ) 刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合

(キ) その他特に考慮すべき事情がある場合

※ 処分事由に該当する行為が、(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合、(エ)から(キ)までの2以上に該当する場合又は(エ)から(キ)までのいずれかに該当し、かつ、その程度が重大である場合には、処分の内容を3倍に加重することを基本とする。

また、処分事由に該当する行為が(エ)から(キ)までのいずれかに該当する場合又は故意によるものである場合（(イ)に該当する場合を除く。）には、処分の内容を2倍に加重することを基本とする。当該行為が故意によるものであって、処分ランクのBに該当する場合には、取消しを行うことを基本とする。

イ 処分を軽減できる場合

(ア) 処分事由に該当する行為の内容が軽微であり、情状をくむべき場合

- (イ) 災害や機関の責めに帰すことのできない事故の発生等行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合
- (ウ) 処分事由に該当する行為につき自主的に申し出てきた場合
- (エ) 速やかに法違反等の状態の解消を自主的行った場合
- (オ) その他特に考慮すべき事情がある場合

※ 処分事由に該当する行為又は当該行為後の対応が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合には、業務停止の期間を3分の2に、(ア)、(イ)又は(オ)のいずれかに該当し特段の事情が認められる場合には、業務停止の期間を3分の1に、(ア)から(オ)までの2以上に該当する場合には、業務停止の期間を3分の1に、それぞれ軽減することを基本とする。

5 処分等に伴う措置

(1) 指定書の返納

取消し又は業務停止命令を行なった場合には、機関に対して速やかに指定書（機関の指定の際に交付される書類をいう。）を返納させることとする。

(2) 業務の引継ぎ

取消しを行なった場合には、法第77条の29第1項の帳簿を引き継ぐとともに、同条第2項の書類を当該書類に係る建築物について法第6条第1項の規定による確認をする権限を有する建築主事の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。

(3) 処分等の報告

処分等を行なった場合には、処分等を受けた機関の名称、住所、指定番号、処分等を行なった者、処分等の日、処分等の内容、処分事由等を、関東地方整備局及び当該機関の業務を管轄する特定行政庁の建築行政担当部局に速やかに報告するものとする。

(4) 処分等後の指導監督

機関に対して処分等を行なった場合は、当該処分等に対する違反がないよう監視し、違反があったときは、更に処分等・告発を行う。

6 処分等の保留

次に定める場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

- (1) 司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合
- (2) 確認検査を依頼した建築主その他の消費者の保護のため特に必要な場合
- (3) 処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たっては当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合

7 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、機関として公正かつ適確に確認検査の業務を行うなど、法令遵守の状況等が伺えるような場合は、処分等を行わないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年を経過していないときは、この限りでない。

また、6により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附 則

この基準は平成23年12月20日から施行する。

附 則

この基準は平成29年9月8日から施行する。

附 則

この基準は令和2年3月31日から施行する。

(別表)

根拠条項	関係条項	処分手由	処分 ランク	標準的な処分内容
法第77条の35 第2項第1号	法第6条の2第4項	適合しない旨の通知書等の交付義務違反（※1）	D	業務停止命令 1 月
	法第6条の2第5項	特定行政庁への報告義務違反（※1）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の2第3項	完了検査引受証の交付等義務違反（※2）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の2第4項	完了検査の期限内履行義務違反（※2）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の2第5項	検査済証の交付義務違反（※2）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の2第6項	完了検査結果の報告義務違反（※2）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の4第2項	中間検査引受証の交付等義務違反（※3）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の4第3項	中間検査合格証の交付義務違反（※3）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の4第6項	中間検査結果の報告義務違反（※3）	D	業務停止命令 1 月
	法第7条の6第3項	仮使用認定の報告義務違反（※2）	D	業務停止命令 1 月
	法第18条の3第3項	確認審査等に関する指針によらない確認審査 （「法第77条の35第2項第5号及び同条第3項」に係 るものを除く。）	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の21第2項	名称等の変更の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の22第1項	無認可による業務区域の増加	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の22第2項	業務区域の減少の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の24第1項	確認検査員以外の者による確認検査の実施	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の24第2項	確認検査員の建築基準適合判定資格者からの選 任義務違反	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の24第3項	確認検査員の選任又は解任の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の26	確認検査義務違反	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の28	指定区分等の掲示義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の29	帳簿の備付け・書類保存義務違反	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の29の2	業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽 記入	D	業務停止命令 1 月
	法第77条の34第1項	確認検査の業務の休廃止の届出義務違反	D	業務停止命令 1 月
法第77条の35 第2項第2号	法第77条の27第1項	①秘密保持義務違反	B	業務停止命令 6 月
		②法第93条第1項の消防長等の同意を得ない建築 確認	C	業務停止命令 3 月
		③法第93条第4項の消防長等への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		④法第93条第5項の保健所長への通知義務違反	C	業務停止命令 3 月
		⑤その他確認検査業務規程によらない確認検査	C	業務停止命令 3 月
法第77条の35	法第77条の24第4項	役員等構成の基準不適合に伴う確認検査員解任	A	取消し

第2項第3号		命令に違反		
	法第77条の27第3項	確認検査業務規程の変更命令違反	A	取消し
	法第77条の30第1項	監督命令違反	A	取消し
法第77条の35 第2項第4号	法第77条の20第1号	確認検査員の必要人数基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の20第2号	確認検査業務の実施計画に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の20第3号	有する財産の評価額の経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の20第4号	その他経理的基礎に係る基準への不適合	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の20第5号	① 制限業種を兼任する確認検査員の選任	B	業務停止命令 6 月
		② 代表者又は担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物に係る確認検査の実施	B	業務停止命令 6 月
		③ 確認検査員又は補助員による、その者が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物又は構造計算適合性判定を行う建築物に係る確認検査への従事	B	業務停止命令 6 月
		④ 業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのある株主等の構成	B	業務停止命令 6 月
	法第77条の20第6号	機関の親会社等である指定構造計算適合性判定機関の行った構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画についての建築確認の実施	B	業務停止命令 6 月
	法第77条の20第7号	機関としての制限業種の実施等	A	取消し
	法第77条の20第8号	確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有していない	C	業務停止命令 3 月
法第77条の35 第2項第5号	法第77条の31第1項	① 確認検査の業務に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき	C	業務停止命令 3 月
		② 確認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		③ 確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の31第2項	① 認検査の業務の状況等の検査を拒み、妨げ又は忌避したとき	C	業務停止命令 3 月
		② 確認検査の業務の状況等の質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき	C	業務停止命令 3 月
	法第77条の35第2項 本文	業務停止命令違反	A	取消し

	その他	①法第6条の2第6項の規定に基づく確認済証の失効又は法第7条の6第4項の規定に基づく仮使用認定の失効	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令（※4）
		②法第6条の2若しくは法第7条の6の規定に基づく特定行政庁への報告又は法第7条の2若しくは法第7条の4の規定に基づく特定行政庁への報告若しくは通知の内容の誤り	D	業務停止命令 1 月
		③法第6条の2第1項の確認、法第7条の2第1項若しくは法第7条の4第1項の検査又は法第7条の6第1項第2号の仮使用の認定における著しく不適切な判断	A～E	取消し若しくは業務停止命令又は監督命令（※4）
		④その他確認検査の業務に関する著しく不適当な行為	C	業務停止命令 3 月
法第77条の35 第2項第6号	法第77条の19等	不正な手段により指定を受けたとき	A	取消し

（注1）「処分事由」欄の「（※1）」、「（※2）」及び「（※3）」は次のとおりである。

（※1）：法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

（※2）：法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。

（※3）：法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。

（注2）「標準的な処分内容」欄の「（※4）」の具体的な処分等の内容は、過失の程度、結果の重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。